○犯罪被害給付制度事務処理要領の制定について(例規通達)

平成13年8月8日

群本例規第27号(刑総)警察本部長

[沿革]

平成 15 年 3 月群本例規第 7 号 (務)、18 年 5 月第 21 号 (務)、20 年 3 月第 12 号 (務)、7 月第 26 号 (広)、29 年 7 月第 16 号 (刑企)、30 年 7 月第 17 号 (広)、令和 3 年 12 月第 8 号 (務)改正

このたび、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 30 号)、 犯罪被害者等給付金支給法施行令の一部を改正する政令(平成 13 年政令第 183 号)及び 犯罪被害者等給付金支給法施行規則の一部を改正する規則(平成 13 年国家公安委員会規 則第 12 号)が制定され、それぞれ、平成 13 年 7 月 1 日から施行されたところであるが、 今回の改正の趣旨を踏まえ、別添のとおり犯罪被害給付制度事務処理要領を制定したので 誤りのないようされたい。

なお、犯罪被害給付事務取扱要綱の制定について(平成8年群本例規第 20 号)は、廃 止する。

別添

犯罪被害給付制度事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和55年政令第287号。以下「政令」という。)及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)の規定により、群馬県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う犯罪被害者等給付金(以下「給付金」という。)の支給に係る裁定等に関し、群馬県警察において行う事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の解釈

1 「人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」(法第2条第1項関係)

「人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」とは、殺人、傷害等に当たる行為のほか、強盗致死傷、強制性交等致死傷等に当たる行為、放火、爆発物破裂等に当たる行為等をいい、緊急避難、心神喪失及び 14 歳に満たない者による行為を含み、正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く。

- 2 「重傷病」(法第2条第5項関係)
 - (1) 「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が 1か月以上であり、かつ、当該負傷又は疾病が発生した日から起算して3年を経過 するまでの間に当該療養のために3日以上病院に入院することを要するものをい う。ただし、当該疾病が精神疾患である場合は、入院要件を課さず、その症状が3 日以上労務に服することができない程度であったこととする。
 - (2) 3日以上入院すること又は労務に服することができない程度であったこと(以下入院等」という。)とは、3年間に通算して3日以上入院等をすることをいい、継続して3日以上入院等をする必要はない。
- 3 「障害」(法第2条第6項関係)

「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、規則別表に掲げる第1級から第14級に該当する場合をいい、その程度は、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の災害補償関係法令に定められている第1級から第14級までの等級に該当する身体障害と同じである。

なお、「症状が固定したとき」とは、負傷又は疾病が治ったとはいえないが、医学的にそれ以上の療養の効果が期待し得ないと判断されたときをいう。

4 「犯罪被害者又は遺族」(法第3条関係)

給付金の支給を受けることができる犯罪被害者又は遺族は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者である。

したがって、日本国内に住所を有する外国人が重傷病又は障害を受けた場合には、 その者に給付金の受給資格があることになり、また、犯罪被害者が死亡した場合には、 犯罪被害者の国籍又は住所のいかんを問わず、遺族が日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者であれば、当該遺族に受給資格があることとなる。

5 「第一順位遺族」(法第4条第1項第1号関係)

第一順位遺族が2人以上ある場合には、その全員がそれぞれ第一順位遺族となる。 また、給付金支給等の裁定を受ける前に第一順位遺族が死亡した場合には、第二順位 遺族が第一順位遺族に繰り上がる。

6 「事実上婚姻関係と同様の事情」(法第5条第1項第1号関係)

「事実上婚姻関係と同様の事情」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合意と事実関係の存在とが要件になる。

したがって、婚姻の意思もなく単に同棲していた場合等は、これに当たらない。また、当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法(明治 29 年法律第 89 号)の近親婚の制限(民法第 734 条)等に該当するものについては、「事実上婚姻関係と同様の事情」とすることはできない。

7 「犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」(法第5条第1項第2号関係)

「犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」とは、専ら又は主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、犯罪被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合もいう。

したがって、犯罪被害者と当該遺族とが同居し、共に収入を得ていた場合には、相 互に生計依存関係がない場合を除いては、当該遺族は、犯罪被害者の収入によって生 計を維持していた者に当たることとなる。

なお、犯罪被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代、年金 等の収入も含まれる。

8 「損害賠償を受けたとき」(法第8条第1項関係)

「損害賠償を受けたとき」とは、犯罪被害による損害をてん補する目的でなされた 加害者等からの給付であれば、賠償金、見舞金等の名称のいかんを問わず、ここにいう「損害賠償」に当たり、犯罪被害者又は遺族が加害者等から現実に損害賠償を受けた場合(死亡による犯罪被害を原因として損害賠償が行われた場合は、当該犯罪被害に係る遺族給付金の支給を受けるべき第一順位遺族が損害賠償を受けた場合のほか、第一順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族が損害賠償を受けた場合も含む。)のほか、適法にその損害賠償請求権を放棄した場合も含むものである。

9 「犯罪被害者負担額」(法第9条第2項関係)

「犯罪被害者負担額」とは、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間において療養に要した費用で犯罪被害者が実際に負担した額をいう。

10 「休業加算額」(法第9条第3項関係)

「休業加算額」とは、犯罪被害者が犯罪被害により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合に重傷病給付金又は遺族給付金に加算される額をいう。

11 「発生を知った日から二年を経過したとき」等(法第10条第2項関係)

「発生を知った日から二年を経過したとき」及び「発生した日から七年を経過したとき」は、それぞれ当該犯罪被害の発生を知った日又は当該犯罪被害が発生した日の翌日から起算する。

12 「やむを得ない理由」(法第10条第3項関係)

「やむを得ない理由」とは、犯罪行為の加害者による監禁等のため、犯罪被害の発生を知ってから2年間以上身体の自由を不当に拘束されていた場合、行方不明として取り扱われていた者が犯罪被害から7年間を経過した後に死体で発見され、その時点で初めて犯罪被害であると判断された場合等が考えられる。

13 「仮給付金」(法第 12 条関係)

「仮給付金」とは、本来の裁定が行われるまでの間、犯罪被害者又は遺族の迅速な 救済のために支給されるものであり、裁定が行われた場合に、給付金と調整すること が予定された前渡し金としての性格を有している。

第3 犯罪被害給付制度の広報と教示

1 制度の広報

所属長は、警察施設等の公共の施設等に広報用ポスター等を掲示し、又は部内外の 広報資料等に本制度を掲載するなどの一般的かつ継続的な広報により犯罪被害給付制 度の周知を図り、犯罪被害者又は遺族からの自主的な申請の促進を図ること。

- 2 事件発生時の教示
 - (1) 職員は、犯罪被害給付制度に該当し、又は該当する可能性があると認められる事案(以下「該当事案」という。)を把握した場合は、犯罪被害者の手引、広報用リーフレット等を直接交付するなどの方法により個別に本制度を教示すること。ただし、犯罪被害者又は第一順位遺族に規則第2条第1号及び第3条から第5条までに規定する不支給事由がある場合において、明らかに不支給となるときは、この限りでない。
 - (2) 犯罪被害給付制度の教示に当たっては、犯罪被害者又は遺族の心情を害することのないよう配意すること。

第4 犯罪被害の発生報告等

1 発生報告

警察署長(以下「署長」という。)は、該当事案が発生したときは、犯罪被害給付制度該当事案報告書(別記様式第1号)により警務部広報広聴課長(以下「事務担当課長」という。)を経て警察本部長に報告すること。

2 事案発生時の処理

署長は、該当事案の処理に当たっては、法第 13 条第 2 項の規定による給付金の裁定に係る公安委員会からの調査等に際し、円滑かつ的確に報告できるよう関係記録又はその写しを保管しておくとともに、事務担当課長から指示のあった事件については、関係記録の写しを送付すること。

第5 裁定申請手続等

1 申請の受付

法第 10 条第1項の規定による給付金の支給に係る裁定の申請(以下「裁定申請」

という。) は、事務担当課長及び署長(以下「事務担当課長等」という。) が受け付けること。

2 受付時の留意事項

事務担当課長等は、裁定申請を受け付ける場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 申請者が次の事項をすべて備えていること。
 - ア 当該犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有する者又は群馬県に住所を 有する者であること。

イ 犯罪被害者又は第一順位遺族であること。

- (2) 裁定申請をすることができる期間内に申請されたものであること。
- (3) 申請書に必要事項の記載漏れがないこと。
- (4) 申請書に必要な添付書類が添付されていること。
- (5) 同一世帯に属する二人以上の者が同時に裁定申請を行った場合は、規則第23条 第1項の規定により重複する添付書類を省略すること。この場合において、申請書 の備考欄に次の事項を記載すること。
 - ア 同時に申請した同一世帯に属する者の氏名
 - イ 省略した添付書類の名称
- (6) 障害給付金又は重傷病給付金に係る裁定申請を行った申請者が死亡したため、 その遺族が改めて遺族給付金に係る裁定申請を行う場合等において、すでに提出された添付資料、調査された事項等により明らかとなっている事項を改めて申請者に 証明させる必要がないときは、規則第 23 条第2項の規定により添付書類を省略すること。この場合において、申請書の備考欄に次の事項を記載すること。

ア 省略した理由

イ 省略した添付書類の名称

- (7) 第一順位遺族が複数あるときは、個別に申請書を提出させること。
- (8) 犯罪被害者又は第一順位遺族の代理人が裁定申請をする場合は、代理人であることを証する書面を提出させること。この場合において、申請書には、申請者の住所及び氏名を記載した下段に代理人の住所及び氏名を記載させること。
- (9) 障害給付金に係る裁定申請については、明らかに障害に該当しないと認める場合を除き、負傷又は疾病が治る(症状の固定を含む。)以前に申請された場合も受け付けること。
- (10) 重傷病給付金に係る裁定申請については、重傷病が発生した日から3年を経過する以前に申請された場合も受け付けること。
- 3 補正の教示等

事務担当課長等は、申請書の不備又は添付書類の不足がある場合には、申請者又は その代理人に対して十分教示を行い、相当な期間を定めて補正を求めること。この場 合において、その経過を報告書で明らかにしておくこと。

4 行政手続法との関係

申請書に記載された内容から、不支給裁定となると認められる次の事項に該当する場合においても、その旨教示した上、当該裁定申請を受け付けること。

(1) 申請書の提出された日が、法第10条第2項に定める期間内でないこと。

- (2) 申請に係る被害が法第2条に定める犯罪被害でないこと。
- (3) 申請者が給付金の受給資格を有しないこと。
- (4) その他不支給裁定となると認められること。

5 受付番号等

- (1) 事務担当課長は、受付番号簿(別記様式第2号)を備え付け、裁定申請を一元管理すること。
- (2) 事務担当課長等は、受付番号簿により受付けた申請書に受付番号、受付年月日及び所属名を付すこと。
- (3) 署長は、裁定申請を受け付けた場合は、次の事項を事務担当課長に通報するとともに、受付番号の交付を受けるものとする。
 - ア 受付年月日
 - イ 事件名
 - ウ 申請者氏名
 - エ その他参考事項
- 6 受付報告

事務担当課長等は、申請書の受付欄に受付年月日、受付番号及び所属名を記載した 上、当該申請書を給付金支給裁定申請受付報告書(別記様式第3号)に添付して、速 やかに公安委員会に報告すること。この場合において、署長は、事務担当課長を経て 報告すること。

第6 裁定に必要な調査

1 事務処理機関

法第13条第1項及び同条第2項の規定による裁定のための調査等に関する事務は、 事務担当課長が行うものとする。

- 2 調査等の要領
 - (1) 事務担当課長は、警察本部の事件主管課長又は署長(以下「事件主管課長等」という。)が裁定のための調査等を行う場合は、課員を派遣するなどし、当該調査に協力すること。
 - (2) 事件主管課長等は、他の都道府県公安委員会から裁定のため調査等があった場合は、速やかに事務担当課長に通報すること。

第7 申請の却下

事務担当課長は、裁定申請が却下された場合は、その結果を申請者又は代理人に通知 するとともに、当該裁定申請を受け付けた署長に通報すること。

第8 裁定に関する協議

事務担当課長は、裁定に関する事務処理の適正を図るため、事件主管課長と協議すること。

第9 裁定の結果通知

事務担当課長は、裁定の結果を申請者又は代理人に通知するとともに、当該裁定申請を受け付けた署長に通報すること。

第10 損害賠償を受けた場合の届出

事務担当課長等は、裁定の申請をした者から損害賠償を受けた旨の届出を受けたとき

は、規則第 19 条に規定する書面により受け付けるとともに、速やかに公安委員会に報告しなければならない。この場合において、署長は、事務担当課長を経て報告すること。

別記様式省略